

地域安全活動に関する 補助金をご利用ください

区では、地域での自主的な防犯活動を支援しています。
申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
【担当課】生活安全課 ☎03-5654-8478

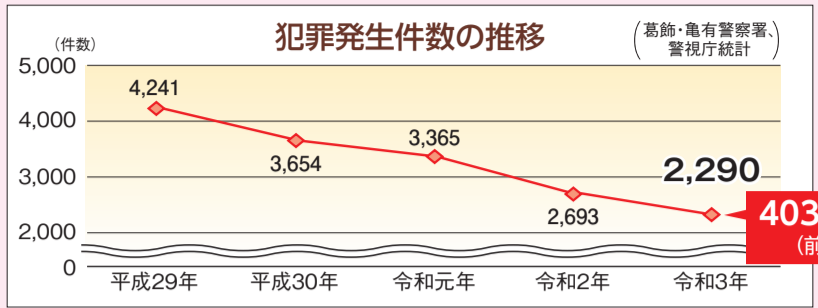
安全な地域社会を築くための活動補助

地域安全パトロールなど、さまざまな防犯活動を自主的に行う団体を支援します。
【対象】自治町会、青少年健全育成団体、PTA、商店会など
【補助対象経費】活動に使用する物品(ベスト、腕章、帽子)などの購入費
【補助額】
補助対象経費の6分の5(都区併用補助)または2分の1(区補助)
※補助率によって申請方法が異なりますので、購入前に必ず生活安全課までご相談ください。

青色防犯パトロール活動の補助

青色回転灯装着車両を保有し、同車両を活用して青色防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

【対象】防犯協会、自治町会、防犯ボランティア団体などで、警察から青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる証明書を交付された団体
【補助対象経費・補助額(1車両当たり限度額)】
青色防犯パトロール活動に使用した車両の運行に関する経費
▶燃料費 年額30,000円
▶タイヤ購入費 年額50,000円
※対象経費によって補助条件が異なりますので、事前に必ず生活安全課までご相談ください。



街頭防犯カメラの設置に関する補助

街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

【対象】自治町会、商店会

【補助額】

- ▶商店会単独または複数の商店会
総事業費の3分の2(上限600万円)
- ▶自治町会単独
総事業費の6分の5(上限500万円)
- ▶自治町会・商店会の連携
総事業費の6分の5(上限750万円)



街頭防犯カメラの設置以外の各種助成制度

区の補助金を利用して、街頭防犯カメラを設置した自治町会・商店会に対して、次の費用の一部を補助します。

▶電気代・共架料助成

電気代 月額300円
共架料 月額100円または200円(電柱の種類によって金額が異なります)

▶保守点検・修繕費助成(1台当たり限度額)

保守点検費 8,000円または6,000円
修繕費 166,000円または133,000円
設置した際に利用した補助制度によって金額が異なります。

▶移設費助成(1台当たり限度額)

10万円
やむを得ない理由により、移設、または撤去する場合に限ります。

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)

～世界一の交通安全都市TOKYOをめざして～

【問い合わせ】▷亀有警察署 ☎03-3607-0110 ▷葛飾警察署 ☎03-3695-0110 【担当課】交通政策課

子どもを始めとする 歩行者の安全確保

全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。



お酒を飲んで道路で寝込んでしまい、車に轢かれてしまう事故が発生しています。家に帰るまで気を引き締めましょう。

保護者の方へ

子どもの交通事故は、飛び出しが原因になることが多くなっています。小さなお子さんは保護者が常に見守るとともに、日頃から正しい交通ルールとマナーを教えて、手本を示すようにお願いします。



高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認の実践をお願いします。



歩行者保護や飲酒運転根絶 などの安全運転意識の向上

歩行者などに対する保護意識を高めましょう

交通事故の死者は歩行中が最も多くなっています。ドライバーは、歩行者などを事故から守るという意識を持って運転しましょう。



飲酒運転などの悪質・危険運転はやめましょう

飲酒運転の恐れがある人に対して車両や酒類を提供する行為や、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為は罰せられます。

また、他の車両などの通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為(あおり運転)は「妨害運転罪」として処罰の対象です。「あおり運転」は、他の車の運転者の正常な運転操作を誤らせ、事故を誘発する危険極まりない行為です。絶対にやめましょう。



自転車の交通ルール遵守 の徹底と安全確保

自転車を運転する際は「自転車安全利用五則」をはじめ、信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認を徹底し、交通ルールを守りましょう。二人乗りや並進、飲酒運転、傘差しなどの片手運転、イヤホンやスマートフォンなどの使用は禁止されており、違反すると罰金が科せられる場合があります。



安全を確保するために自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。また、都内で自転車を利用する際は、保険への加入が義務付けられています。

自転車安全利用五則 ▶



二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えています。交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心掛けましょう。車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。ヘルメットのごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

4月10日は「交通事故死ゼロをめざす日」です。

一人一人が交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践して交通事故の発生を防止しましょう。